

山口県人権推進指針

～県民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして～

山 口 県

はじめに

県民一人ひとりの人権が尊重された 心豊かな地域社会をめざして



人権の世紀21世紀を迎え、人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、幅広い人権問題への対応やより一層の人権を尊重した行政の推進などに取り組んでいくことが求められています。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもとで、人権に関する諸制度の整備や諸施策が推進されていますが、私たちの身の回りには、今なおさまざまな人権問題が幅広く存在し、また、国際化、少子・高齢化、情報化など社会の変化により、新たな課題も発生しています。

このため、私は、山口県人権施策推進協議会の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御意見をお聞きしながら、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針となる「山口県人権推進指針」を策定いたしました。

この指針は、山口県民すべてが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえない尊いいのちの主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「いのち（生命）」、「じゅう（自由）」、「びょうどう（平等）」、「きょうせい（共生）」の四つの視点で人権に関する諸施策を総合的に推進することとしています。

今後、この指針に基づいて、市町村をはじめ、関係機関や関係団体等との密接な連携のもとに、“県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会”の実現に向けて取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成14年3月

山口県知事 二井 啓成

山口県人権推進指針「分野別施策の推進」の改定について

山口県では、人権施策の推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方向等を示す基本指針として平成14年3月に「山口県人権推進指針」を策定し、本指針の基本理念に基づいて、人権に関する諸施策を総合的に推進しています。

しかしながら、本指針策定後5年が経過し、この間、人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、指針の「分野別施策の推進」について、社会情勢の変化等に呼応した対応を行うための見直しが必要となりました。

このため、山口県人権施策推進審議会において、「分野別施策の推進」の改定に係る諮問に基づき、分野別施策全般にわたり様々な視点からの慎重審議が重ねられ、平成19年5月に答申がなされました。

この答申に基づき、時代の要請に応じた幅広い人権課題への対応や、人権尊重の視点に立った人権に関する総合的な取組をより一層推進するため、このたび「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」を改定しました。

今後、この改定指針に基づき、市町をはじめ、関係機関や関係団体等との連携の下に、“県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会”の実現に向け、取り組んでまいります。

平成19年（2007年）6月

目 次

第1 策定にあたって	1
1 指針策定の趣旨	1
2 指針の性格	1
第2 指針策定の背景	2
1 人権をめぐる国内外の状況	2
2 本県の状況	2
3 人権課題等の状況	3
第3 指針の基本理念、キーワード	5
1 基本理念	5
2 キーワード	5
第4 施策の推進	6
1 人権を尊重した行政の推進	6
2 人権教育・人権啓発の推進	6
3 相談・支援体制の充実	8
4 分野別施策の推進	9
◎ 女性	9
◎ 子ども	11
◎ 高齢者	13
◎ 障害者	15
◎ 同和問題	18
◎ 外国人	19
◎ 感染症患者等	20
◎ ハンセン病問題	21
◎ 罪や非行を犯した人	21
◎ その他の人権問題	22
・プライバシーの保護	22
・インフォームド・コンセントの推進	22
・インターネットによる人権侵害	22
・犯罪被害者の保護	22
・拉致問題	23
・その他	23
第5 推進体制	24
1 それぞれの取組	24
2 推進体制	24
資 料	
世界人権宣言	27
日本国憲法（抄）	31
人権関係年表	33
指針の策定経過	37
「分野別施策の推進」の改定経過	38
山口県人権施策推進協議会委員名簿	39
山口県人権施策推進審議会委員名簿	40

第1 策定にあたって

1 指針策定の趣旨

国際連合は、世界平和と安全の維持を主たる目的に昭和20年（1945年）に設立されました。昭和23年（1948年）には、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進のために「世界人権宣言」を採択しました。それ以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、さまざまな取組をしてまいりました。

我が国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が制定され、その憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備が推進されています。

しかし、国の人権擁護推進審議会の答申において、「公権力と国民との関係や国民相互の関係においてさまざまな人権問題が存在する」と指摘されているように、私たちの身の回りには、家庭における子どもへの虐待や暴力、学校における体罰やいじめ、障害者に対する偏見や差別などさまざまな人権問題が幅広く存在しています。また、国際化、少子・高齢化、情報化など社会の変化により、新たな課題も発生しています。

県においてもこれまで、県民の人権を尊重するという視点に基づき、あらゆる行政分野で諸施策を推進してきましたが、「人権の世紀」と言われている21世紀を迎え、「**県民⁽¹⁾**一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するための指針を策定するものです。

2 指針の性格

この指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針とし、「**やまぐち未来デザイン21⁽²⁾**」に基づく部門別基本計画等の推進に当たって、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととし、次のような役割をもちます。

- (1) 県は、県民の人権を尊重した行政を推進するとともに、広範にわたる人権諸施策を総合的、計画的に推進するための指針とします。
- (2) 市町に対しては、この指針を踏まえ、県と密接な連携のとれた、一体的な施策の推進を図るとともに、地域住民に密着した積極的な取組が実施されることを期待します。
- (3) 県民、民間団体、企業等に対しては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識のもとに、自主的な活動が展開されることを期待します。

(1) 「**県民**」 県内に暮らすすべての人々。

(2) 「**やまぐち未来デザイン21**」

平成10年2月に策定された、2010年を展望したたくましい山口県づくりを目指すための県政運営指針。

第2 指針策定の背景

1 人権をめぐる国内外の状況

(1) 国連の状況

20世紀前半の二つの大戦の教訓から、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日、第3回国連総会で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と人権の尊重を謳った世界人権宣言を採択し、人権の国際基準を示しました。その後、世界人権宣言を実効あるものとするための「国際人権規約」など多数の人権に関する国際諸条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など、人権尊重に向けて国際的な取組を続けてきました。

(2) 我が国の状況

我が国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の具現化のため、人権に関する法制度の整備などさまざまな取組が行われてきました。

平成8年（1996年）12月には、さまざまな人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権擁護に関する審議が行われ、二つの諮問に対する二つの答申が提出されました。一つは、平成11年（1999年）7月の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申であり、一つは、平成13年（2001年）5月の「人権救済制度の在り方について」の答申です。

また、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されています。

2 本県の状況

本県においても、個別の人権課題に対して、国や市町、関係団体等と連携・協力しながら、その解決のために取り組んできました。また、**ノーマライゼーション⁽³⁾**の理念に基づいた施策の推進や平成12年（2000年）7月には山口県男女共同参画推進条例を制定するなど、県民の人権を尊重するという視点に基づいて諸施策を推進してきました。

しかし、一方ではさまざまな人権問題が幅広く存在しています。また、社会経済情勢の変化などに伴い人権に関する新たな課題も見られるようになってきており、人権教育・人権啓発の積極的な推進や、あらゆる行政分野で人権の尊重を基礎とした行政の推進が求められています。

(3)「ノーマライゼーション」

高齢者や障害者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにし、共に社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりを進める考え方。

3 人権課題等の状況

(1) 人権課題の状況

本県においても、国際化、少子・高齢化、情報化など社会が変化する中、県民の人権に関する関心が高まり、理解が深まってきていますが、今なお次のような人権課題が見受けられます。

○ 女性

セクシュアル・ハラスメント⁽⁴⁾、ドメスティック・バイオレンス⁽⁵⁾、職場での差別的な処遇等の問題があります。

○ 子ども

いじめ、虐待、体罰等の問題があります。

○ 高齢者

虐待、就職に際しての差別、施設等における身体拘束等の問題があります。

○ 障害者

障害者に対する偏見による差別、施設等における体罰、身体拘束、就職に際しての差別や欠格条項、障害に対する無理解による権利侵害等の問題があります。

○ 同和問題

一部に残っている偏見による差別等の問題があります。

○ 外国人

就労に関する差別、入居、入店拒否等の問題があります。

○ 感染症患者等

プライバシーの侵害、偏見による差別等の問題があります。

○ ハンセン病⁽⁶⁾問題

ハンセン病の患者・元患者等に対する偏見による差別等の問題があります。

○ 罪や非行を犯した人

偏見や差別により、社会復帰が拒まれているなどの問題があります。

○ その他の人権課題

プライバシーをめぐる問題、犯罪被害者やその家族、ストーカー、環境問題、自己決定権⁽⁷⁾に関する課題なども人権課題としてとらえられるようになってきています。

(2) 家庭、地域、職場、学校等での課題

○ 家庭での課題

少子・高齢化、家族の小規模化や家族形態の多様化が進展する中、子どもや高齢者への虐待、家庭内での暴力などの問題が見られます。

○ 地域での課題

地域では、住民相互の連帯感や地域社会の相互扶助機能が低下する中、ノーマライゼーションの考えのもと、ハード面、ソフト面における環境の整備などが課題となっています。

(4) 「セクシュアル・ハラスメント」

広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業関係が害されること」とされている。

(5) 「ドメスティック・バイオレンス」 夫やパートナー等、親密な関係にある者からの暴力をいう。

(6) 「ハンセン病」

らい菌による慢性的細菌感染症。主に末梢神経と皮膚が侵される。かつては、遺伝病と誤解された。感染力はきわめて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進んだ。今では仮に発病しても通院治療で治り、完治する。

(7) 「自己決定権」

一定の個人的なことからについて、個人が自ら決定することのできる権利。平成11年(1999年)12月には、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の財産管理など法的保護を図るため、従来の本人の保護に加え、新しく自己決定権を尊重した新たな成年後見制度が創設された。

- 職場での課題
職場においては、障害者の法定雇用率の達成、男女の賃金や昇進等の格差の是正、職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの課題があります。
- 学校での課題
学校においては、いじめや体罰の問題や、生命を尊重する心、優しさや思いやりの心、倫理観が十分に育まれていないなどの課題があります。
- 施設等での課題
高齢者、障害者が安心して快適な生活をするためには、各種施設のもつ役割は大きなものがありますが、施設入居者や利用者に対する身体拘束や心理的な虐待などの問題があります。
また、**インフォームド・コンセント**⁽⁸⁾の推進など医療機関が患者の立場に立った積極的な情報提供を促進することが一層求められています。

(8) 「インフォームド・コンセント」

診療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療すること。

第3 指針の基本理念、キーワード

1 基本理念

この指針においては、山口県民すべてが一生の間、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかげがえのない尊しいのち（生命）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

2 キーワード⁽⁹⁾

基本理念に基づいたさまざまな取組を進めるため、「いのち（生命）」、「じゆう（自由）」、「びょうどう（平等）」、「きょうせい（共生）」をキーワードとして諸施策を推進します。

いのち(生命)

だれもが、かけがえのない「いのち」を大切にする地域社会の創造をめざします。

じゆう(自由)

だれもが、他人を害すことなく、自由で自立した生活のできる地域社会の創造をめざします。

びょうどう(平等)

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の創造をめざします。

きょうせい(共生)

だれもが、多様な文化や価値観、個性を尊重し、共に暮らせる地域社会の創造をめざします。

(9)「キーワード」

問題などを解くかぎとなる言葉。重要な手がかりとなる言葉。

第4 施策の推進

「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、国及び市町等と連携しながら諸施策を総合的、計画的に推進します。

1 人権を尊重した行政の推進

県が行うすべての業務は、なんらかの意味で人権にかかわりがあり、人権と無関係の部署はありません。職員一人ひとりが県民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、たえず問題意識をもって業務に当たる必要があります。

このため、県におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 県行政の推進に当たっては、常に人権の尊重を行動基準として行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点からの業務の点検・見直し、適正な情報公開の実施、申請などに関する迅速な事務処理、人権を重んじた接遇、公平な取り扱いなど人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権意識の高揚を図り、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚がもてるよう、職員研修を充実します。
また、保健、医療、福祉に携わる職員等が、患者や利用者の人権の重要性を認識し、人権意識の高揚を図れるよう、人権に関する研修を充実します。

2 人権教育・人権啓発の推進

国の人権擁護推進審議会の人権教育・人権啓発に関する答申（平成11年（1999年）7月）においても、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年（2000年）12月）においても、人権教育・人権啓発の重要性が指摘され、地方公共団体に対して人権教育・人権啓発の積極的な推進が求められています。

県は、これまでさまざまな人権問題の正しい理解と人権尊重の理念を認識していくための教育・啓発活動を推進してきましたが、これまでの実績を踏まえ、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場を通じて人権教育・人権啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。

これまで、人権に関わる課題についての教育は、個別課題ごとに取組が進められてきました。

今日、人権の重要性が強調され、人権意識の高揚が求められる中で、基本的人権を尊重するという普遍的な視点から、あらゆる場を通じて人権尊重の理念について理解を深めていくことが大切です。

したがって、今後は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう人権教育を総合的かつ効果的に推進します。なお、推進に当たっては、地域の実情等を踏まえ、課題を明確にした取組を重視しつつ、推進体制の整備を図るとともに、指導者の養成や学習機会の充実など、各種の施策の展開に努めます。

ア 学校における取組

子どもの発達段階に即し、学校の教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

- ・ 人権教育の研究を推進します。

- ・ 指導資料の整備・充実を図ります。
 - ・ 人権に関する教職員の研修機会の充実に努めます。
- イ 地域社会における取組
- 人権意識の高揚をめざし、市町との連携を図りながら、企業・職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。
- ・ 多様な学習機会の充実に努めます。
 - ・ 指導者の養成と支援体制の整備・充実を図ります。
- ウ 家庭教育への支援
- 家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実に努めるなど、家庭教育への支援に努めます。
- ・ 学習機会・情報提供の充実に努めます。
 - ・ 相談等の支援体制の整備・充実を図ります。
- (2) 人権啓発の推進
- 県民一人ひとりが、基本的人権の尊重と、さまざまな人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。
- ア 基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を推進します。
- ・ さまざまな人権問題の啓発とあわせ総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。
 - ・ テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどの広報媒体を活用した人権啓発を推進します。
 - ・ 「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」など人権に関する国際諸条約の理念、内容の普及啓発を推進します。
- イ 県民の自主的な人権学習の取組について、資料や情報の提供などの支援を進めます。
- ウ 県民の共感が得られるための啓発内容、啓発手段など効果的な啓発の手法について検討します。なかでも、より多くの県民に効率的に伝え、効果的な啓発活動を推進するため、マス・メディア⁽¹⁰⁾の活用など効果的な啓発媒体の活用について検討します。

(10) 「マス・メディア」

新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの手段を利用して不特定多数の人々に対して情報を伝達する組織体とその伝達システム。

3 相談・支援体制の充実

相談は、適切な助言等を通じて、当事者による問題解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法ですが、相談機関の多くは、個別課題の対応に終始しがちで、相談機関相互の連携が不十分な面もうかがわれます。

このため、県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 相談体制の充実

ア 人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、相談機関のネットワーク化を推進します。

イ 県及び市町の広報誌などさまざまな広報媒体を通じた相談機関等に関する情報の提供を推進します。

ウ 社会福祉施設等利用者に対する相談機能を充実します。

エ 人権に関する相談員の研修を充実します。

(2) 相談者等への支援の推進

国の人権擁護推進審議会答申（平成13年（2001年）5月）に基づく、人権救済制度創設の状況を踏まえ、国の新たな人権救済制度との連携の在り方や県における救済・保護手法について検討します。

4 分野別施策の推進（平成19年（2007年）6月改定）

女 性

1 現状と課題

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機として、世界的規模で女性の地位向上を図るための取組が進められました。この間、我が国においても「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」など、法制面での整備が行われました。

本県においては、平成12年（2000年）に「山口県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、国の基本法及びこの条例に基づき「男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーモニープラン）」を平成14年（2002年）3月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に取り組んできました。

さらに、平成19年（2007年）3月には、男女共同参画を取り巻く社会情勢や環境の変化等に的確に対応するため、基本計画を改定しました。今後、この改定計画に基づいて、県民意識の醸成や仕事と家庭・地域生活の両立支援、男女間における暴力の根絶等に向けた取組の工夫、さらには若者、事業者などポイントとなる対象をしぼった取組の強化とともに、住民に身近な市町や、従業員・構成員等に直接関わる事業者・団体等との連携強化・協働を図っていくこととしています。

2 基本方針

男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指して、各種施策を総合的・計画的に推進します。

(1) 男女の人権の尊重

ア 男女共同参画の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に立ち、県民意識の醸成に向けた取組を、市町、事業者等と連携して推進します。

イ 人権尊重、男女平等意識の醸成に向け、市町、関係機関・団体等と連携して、男女平等を推進する、生涯を通じた教育及び学習機会の充実を図ります。なかでも、子どものころからの教育は重要であることから、学校教育及び家庭教育の内容の充実を図るとともに、指導に当たる者の資質の向上にも努めます。

ウ 男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題であることから、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を進めます。

(2) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

ア 男女共同参画の実現の大きな障害の一つである固定的な性別役割分担意識の改革に向け、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための、対象に応じたきめ細かな、かつ、わかりやすい啓発活動を積極的に展開します。

イ メディアからの情報が社会に与える影響は大きなものがあることから、「人権を尊重した表現」の推進に向けた取組をメディアと連携して進めます。

(3) 施策等の立案及び決定への共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向け、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を取り入れながら、県において率先して女性の参画を進めるとともに、市町、事業者、各種団体等に対しても、広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援します。

(4) 働く場における男女共同参画の推進

ア 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、関係機関団体等と連携して、普及啓発活動を中心に、相談体制の整備、職業能力の開発への支援等の取組を

進めていくとともに、事業所の自主的なポジティブ・アクションの促進と、これを支援する取組を進めます。

イ 男女が多様な働き方を選択できる環境整備を図るとともに、再就職を希望する者に対するチャレンジ支援に重点的に取り組みます。

ウ 農林水産業、農山漁村における男女共同参画の推進に向け、気運の醸成や方針決定の場への女性の参画促進、さらには起業支援などの幅広い取組を進めます。

また、商工業等自営業についても、女性の資質向上を図るための研修会の開催や起業への支援などに取り組みます。

(5) 家庭生活と他の活動の両立支援

ア 男女が、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって共に参画できる環境づくりを行うため、「子育てがしやすい環境の整備」と「両立のための環境整備」の2つを柱に取組を進めていきます。

イ 家庭、地域における男女共同参画の促進のため、普及啓発や学習機会の提供、地域活動への参加促進に向けた支援などの取組の充実を図ります。

(6) 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮

男女がお互いの身体的特質を十分理解し合い、お互いの人権を尊重しつつ、健康的な生活を送るため、男女の生涯を通じた健康の保持増進対策、妊娠・出産期、育児期など女性の健康支援、「性と生殖に関する健康・権利の尊重（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）⁽¹¹⁾」のための、学校における適切な性教育の充実などに努めます。

(7) 国際社会における交流と連携の促進

男女共同参画は国際社会における様々な取組と密接な関係を有しているため、国際交流・国際協力を促進するとともに、男女共同参画に関する国際規範・基準の浸透を図るための取組を進めます。

(11) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回国際女性会議の「北京宣言及び行動要領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされている。

子ども

1 現状と課題

我が国では、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」が、また昭和26年（1951年）に「児童憲章」が制定され、その理念に沿って、次代の社会の担い手である児童の健全育成、児童の福祉の積極的な増進が進められてきました。

また、平成元年（1989年）に国際連合において採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者としても位置付けられています。

こうした中、近年、少子化の進行、家族形態の変化、共働き家庭の増加などにより、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てと仕事等との両立に加え、社会問題ともなっている児童虐待⁽¹²⁾や不登校など、子どもの健全育成のために新たな対応が求められています。

このため、本県においては、平成17年（2005年）3月「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、児童の環境づくりに取り組んできているところです。

今後、この計画に基づいて、全国に誇れる「子育て先進県」の実現に向け、市町や関係団体等との緊密な連携のもとで、子どもや家庭に関する環境づくりを積極的に進めていく必要があります。

2 基本方針

より子どもの立場に立って、子どもを大切にしたい県づくりを推進するという基本方針のもとに、次のような施策を推進します。

(1) 子どもの立場の尊重

ア 子どもの権利を擁護するため、「児童の権利に関する条約」の趣旨等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を図ります。

イ 児童虐待やいじめなどの子どもの人権侵害の根絶に努めるとともに、「児童の権利ノート」の配布などを通じて、子どもの人権を尊重した社会の形成についての意識啓発に努めます。

ウ 家庭、地域、職場、学校などが一体となって、子どもの立場に立った「子育て文化」を形成するための気運の醸成に努めます。

エ 公共施設の整備等の際に子どもの意見を聞くシステムの創設など、子どもに関する事柄について、子どもの参加と子どもの意見を反映する仕組みの導入を促進します。

オ 教職員の子どもに対する体罰やセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるとともに、子どもが安全な学校生活を送れるように、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めます。

カ 家庭、地域、学校などが一体となって、子どもを見守る体制の拡充や施設等の充実を図り、学校、保育所等における子どもの安全確保に努めます。

(2) 児童虐待防止ネットワークの形成

ア 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、改正児童福祉法の施行（平成17年（2005年）4月）を踏まえ、市町に対する支援の充実を図るとともに、児童相談所を中心とした保健・医療・福祉・教育・警察など関係機関とのネットワークの形成を強化し、児童の保護に関する相談や児童及び家庭への対応の充実強化を図ります。

イ 児童相談所における保護者へのカウンセリングの実施や児童養護施設等への心理療法職員の配置、被虐待児に対する心のケアを行う職員の配置などにより、児童の保護

(12) 「児童虐待」

親などの保護者がその監護する児童に、暴力など児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待の4種類がある。

と家庭支援の充実を図ります。

ウ 児童相談所への児童家庭アドバイザーの配置や主任児童委員等に対する専門研修の実施、市町レベルによる要保護児童対策地域協議会の設置などを通じて、きめ細かな相談支援活動の実施を図ります。

エ 「児童虐待防止月間」(11月)の設定などによる、児童虐待の未然防止や県民の通告義務などに関して普及・啓発の充実を図ります。

(3) 相談・支援体制の充実

ア 児童福祉法の改正を踏まえ、市町における児童相談体制の整備を支援するとともに、児童相談所においては困難事例等への専門的対応を行うなど、適切な相談体制の充実を図ります。

イ 子育てなどに関して夜間や休日においても電話相談など県民が利用しやすい相談体制を整備するとともに、研修の実施などにより専門的な相談・支援体制の充実強化を図ります。

ウ 子どもの悩みやストレスを的確に受け止め、いじめや暴力行為等問題行動を未然に防止するとともに、その被害児童生徒に対する心のケアのため、学校における教育相談体制を充実させ、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置などを進めます。

高 齢 者

1 現状と課題

本県の高齢者人口は、平成2年（1990年）では24万9千人、平成16年（2004年）には36万3千人と約1.5倍になっています。高齢化率は全国より約10年早いスピードで進み、平成2年（1990年）では15.9%、平成16年（2004年）には24.1%となっており、さらに、平成27年（2015年）の高齢化率は全国第2位の31.1%となることが予測されています。

こうした高齢化の進展に伴い、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれており、高齢者の権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護予防・地域ケア体制の整備をはじめ、社会的な支援システムの整備・充実を図ることが必要です。

2 基本方針

「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」を基本目標として、次のような基本的方向に沿って、高齢者施策を総合的に推進します。

(1) 介護サービスの充実

ア 高齢者が長期にわたって連続的にサービスを利用できるよう、居宅と施設・居住系の両サービスのバランスのとれた提供体制の整備を進めます。

イ 高齢者と施設・事業者との契約により提供される介護サービスの利用に関し利用者が適切に選択できるよう、「介護サービス情報の公表制度」の普及啓発や体制整備を進めるとともに、相談体制や苦情処理体制の充実に努めます。

ウ 介護サービスの質の向上に向けて、サービス従事者への人権教育を進めるとともに、事業者自らによるサービスの「自己評価」や「第三者評価」の推進を図ります。

エ 介護保険施設等における身体拘束のないケアの実現に向けて、普及啓発や専門家チームの相談・支援の充実を図るとともに、施設において課題や改善方法等についてきめ細かく把握し、主体的な取組の牽引者となる人材の養成研修を推進します。

(2) 介護予防・地域ケアの推進

ア 高齢者の自立への意欲を重視して、要介護状態になる前の段階から一貫・連続した介護予防サービスの提供を推進します。

イ 認知症に対する正しい理解を促進するとともに、認知症の初期段階から適切な対応が図られるよう、早期発見・早期対応に重点を置いて、認知症高齢者や家族に対する支援を充実します。

ウ 支援を必要とする高齢者がその希望やニーズに応じて、質の高い在宅サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉等関係者が連携・協働しきめ細かな支援を行う地域包括ケアを推進します。

エ 高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送れるよう、地域全体で支え合う体制づくりや高齢者居住関係施設の整備・充実など、ハード・ソフト両面にわたる基盤づくりを推進します。

オ 悪質商法による被害など高齢者を取り巻く生活環境の変化を踏まえ、高齢者や家族からの相談に総合的に対応できるよう、相談支援体制の充実や相談機関相互の連携強化を図ります。

カ 高齢者虐待のない地域づくりに向けて、「高齢者虐待防止・養護者支援法」に沿って、法の趣旨の普及啓発を図るとともに、市町における虐待の発見から支援までの仕組みづくりを支援します。

キ 判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域福祉権利擁護事業の一層の推進を図るとともに、成年後見制度の普及に向けて、市町長による審判の申立や地域包括支援センターによる権利擁護の取組など実効ある制度運営を図りま

す。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

ア 高齢者が地域社会の一員として、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、中高年からの豊かな知識や経験、技能等を生かした社会参加を促進し、その活力を地域づくりに生かす取組を推進します。

イ 高齢になっても、なお活動的な生活を送れるよう、壮年期からの健康的な生活習慣の確立や維持に向けて、身近なところで健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進します。

(4) 世代間の相互理解と交流の促進

学校等において、三世代交流活動などの世代間の相互理解と交流を促進することにより、優しさと思いやりの心を培っていきます。

障 害 者

1 現状と課題

完全参加と平等をテーマとした国際障害者年（昭和56年（1981年））などを契機として、さまざまな施策が進められ、障害がある人もそうでない人もお互いに助け合い、共に平等に社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の考え方も次第に定着してきています。

国においては、平成14年（2002年）12月に策定した「障害者基本計画」や、その計画の前期5年間に重点的に実施する施策及び目標を定めた「重点施策実施5か年計画」に基づき、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指しています。また、平成16年（2004年）6月には、「障害者基本法」について、法の基本的理念等に「障害を理由とする差別の禁止」を明記する等の改正が行われています。

本県においても、平成15年（2003年）に策定した「やまぐち障害者いきいきプラン」に基づき、「自立・参加の支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域での協働・支え合い」を基本理念として、地域生活の支援や権利擁護の推進、社会的自立・参加の推進、福祉のまちづくりの推進などの諸施策を総合的、計画的に進めています。

しかしながら、障害者の日常生活や社会参加、働く場の確保など障害者を取り巻く社会環境には、未ださまざまな障壁（バリア）があります。

また、障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として残っているだけでなく、障害者に対する差別等から起こる虐待などの問題も深刻になり、地域の中で安心して暮らす権利を守ることが、さらに重要になっています。

障害者は、特別の存在ではなく、障害のない人と同じ自立した主体的存在です。地域で協働して支え合い、社会全体で、障害者の自立を支援し、社会参加と生きがいづくりを一層進めていく必要があります。

2 基本方針

「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら共に生活できる社会の実現に向けて、社会福祉基礎構造改革など障害者を取り巻く社会環境の変化も踏まえ、市町や関係団体と連携しながら、「自立の支援」「主体性・選択性の尊重」「地域での支え合い」をキーワードとして、障害者福祉施策を総合的かつ積極的に推進します。

(1) 地域生活の支援と早期療育の充実

障害者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすことができる社会を構築していく必要があります。

そのため、障害者を取り巻くさまざまな障壁を取り除く（バリアフリー⁽¹³⁾）など、障害者が安心して自立した生活を送ることができる住みよい環境の基盤づくりを推進します。

ア 障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの充実に努めます。

イ 保健・医療サービスを各々のライフステージに応じて、適切に利用することができる、サービス体制の整備に努めます。

ウ 障害の早期発見から早期治療・早期療育に至る一貫した体制の強化を図るとともに、療育内容の充実に努めます。

エ 障害者の人権に配慮した適切な保健・医療・福祉サービスを確保することにより、

(13) 「バリアフリー」

高齢者や障害のある人などが、日常生活や社会生活を営む上での様々な障壁（バリア）を取り除くこと。建物や移動経路の段差の解消など物理的なもののほか、心のバリアフリー、制度のバリアフリー、情報のバリアフリーなどがある。

早期の社会復帰を図るとともに、地域における生活を支援し、社会参加の促進を図ります。

オ 地域で生活する障害者を支援するため、相談・医療体制を充実するとともに、地域の関係機関との連携を図ります。

(2) 自立への支援と社会参加の促進

障害者が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できる社会の実現を目指していくことが重要です。

そのため、就労支援や各種社会参加支援等の環境基盤づくりを推進します。

ア 福祉関係機関と労働関係機関や事業所との緊密な連携のもとに障害者の雇用の促進に努めるとともに、就労継続支援事業や就労移行支援事業等により、就労支援を計画的に進めます。

イ 障害者が日常的に文化・スポーツ活動に取り組んだり、さまざまな人々との交流が深められるよう、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動等への支援に努めます。

ウ 資格・免許制度などにおける障害者に係る欠格条項について、障害者の社会参加を阻む要因とならないよう、必要な見直しを行ったところですが、今後も、社会情勢の変化等を踏まえた適切な対応をしていきます。

エ 地域社会における障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、普及・啓発を推進し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指します。

(3) 福祉サービス利用者等の権利擁護

ア 障害者のプライバシーの保護や自己決定権の尊重など利用者の立場に立った福祉サービスが提供されるよう、第三者機関によるサービス評価や研修の充実等を通じて施設・事業所におけるサービスの質の向上に向けた取組を支援・促進するとともに、サービスに関する苦情解決に向けた取組を進めます。

イ 障害者の利益が守られ、安心して日常生活を送ることができるよう、生活全般にわたる相談体制の充実に努めるとともに、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う取組を進めます。

また、関係機関・団体との連携・協力のもとに成年後見制度の普及に努めます。

ウ 虐待が重大な人権侵害であることを周知するとともに、虐待の防止等に向けて、関係機関等とのネットワークの構築や相談支援体制の整備などの全体的な取組を充実・強化します。

- ・ 障害者施設の利用者、施設職員、法務局などの関係機関等との連携の強化や利用者の視点に立った監査の実施など、未然防止・早期発見等に向けた取組を進めます。

- ・ 「虐待防止アドバイザー」を配置し、施設利用者等からの相談に適切に対応するなど、相談支援体制を整備します。

- ・ 施設職員を対象とした研修会や保護者等を対象とした講演会を開催するなど、人権意識の啓発に努めます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

障害者等が自らの意思で自由に行動し、平等に参加できる「福祉のまちづくり」を推進するため、ユニバーサルデザイン⁽¹⁴⁾の理念を踏まえた、施設・移動環境の整備をはじめ、ノーマライゼーションの理念の普及や障害者にわかりやすく利用しやすい情報発信など、ハード・ソフト両面にわたる各種施策を総合的に推進します。

(5) 障害のある人への理解を深めるための教育の推進

障害のある人の自立と社会参加を実現するために、障害者と共に生きるという社会

(14)「ユニバーサルデザイン」

高齢者や障害のある人などを含めたすべての人が、はじめから利用しやすいように、施設、もの、サービスなどに配慮を行うという考え方。

の意識づくりの教育を推進します。

また、特別支援学校（平成19年（2007年）4月1日学校教育法改正施行）と地域の小・中学校との交流教育を推進するなど、障害者と障害についての正しい理解と認識を深めていく教育を推進します。

同和問題

1 現状と課題

本県においては、同和問題の早期解決を県政の重要施策として位置付け、山口県部落問題対策審議会（県部対審：昭和29年（1954年）設置）の意見を聞きながら、市町村及び関係団体等との連携を図り、県民をはじめ関係者の理解と協力を得て、一体性や公平性に留意し、同和対策事業に総合的、計画的に取り組んできました。

このような状況の中で、平成10年（1998年）7月には、県部対審から、特別措置法の失効に向けた「山口県における今後の同和行政のあり方」についての答申を受け、その後、この答申に沿った取組を行ってきました。

その結果、生活環境等の整備が進み、関係住民の生活水準も向上するなど、いわゆる実態的差別の解消は大きく前進しました。

また、教育・啓発活動の推進により、県民の同和問題に対する理解も深まり、成果は全体的には着実に上がったとの認識により、国の特別対策の終了に合わせ、平成14年（2002年）3月をもって同和問題解決のための特別対策については終了しました。

こうした状況を踏まえ、県部対審については、平成17年（2005年）9月、「山口県における同和行政・教育のまとめ」が県部対審において了承され、審議会としての役割を終えたことから、平成17年（2005年）12月に廃止しました。

今後は、同和問題は人権に関わる課題の一つとして捉え、市町、関係団体の協力を得て、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進していくことが求められています。

2 基本方針

同和問題の早期解決を図るための特別対策が終了した現在、施策の推進に当たっては、人権問題という本質から捉えた施策を講じることとし、必要な事業に対しては、これまでの成果が損なわれることのないよう、他の地域と同様に適宜適切に実施するとともに、教育・啓発の推進に当たっては、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、県民一人ひとりの人権の尊重をめざすという視点に立って、必要な施策を実施します。

○ 人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進

これまでの教育・啓発活動の推進により、県民の同和問題についての理解が深まり、人権意識の高揚を図る上で多くの成果が上がったとの認識の下、基本的人権を尊重するという視点に立った人権諸施策を積極的に推進するという方向に沿って、教育・啓発活動を推進します。

(1) 教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、これまでの同和教育の取組の成果と手法への評価を十分に踏まえ、基本的人権を尊重していくための教育を推進します。

(2) 啓発の推進

県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、残された課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、市町や関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った、広報や研修等幅広い活動を推進します。

外国人

1 現状と課題

今日、経済や文化などの諸活動は国境を越えて行われており、国際社会の中で共生する地域同士が相互の発展を目指し、対等なパートナーシップのもとに交流や連携をすすめていく時代となってきています。

また、県内には約1万5千人の外国籍住民が暮らしていますが、同じ地域住民として国籍や文化の違いを越えて協力し、共に生きていくことが必要となっています。

本県においては、平成15年(2003年)に「新やまぐち国際化推進ビジョン」を策定し、「共生の精神、対等なパートナーシップ」の理念に基づき、地域において民間活動促進の中心的役割を担う(財)山口県国際交流協会がその機能を十分に発揮するとともに、行政と県民や民間団体との協働や役割分担をしながら、異文化理解等の啓発活動の推進や共生の精神に基づいた相互理解の促進、また、留学生や在住外国人への相談・支援を行っています。

外国人との相互理解を図るための普及啓発活動や、学校における国際理解のための教育活動を連携させながら、地域社会においても、多様な文化が受け入れられ、そこに住むすべての人々が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが課題です。

また、在住外国人の日常生活に関する様々なニーズに対応する相談体制の充実や多言語による生活情報の提供、地域社会への参加機会の確保など、多文化が共生できる暮らしやすい環境づくりをしていく必要があります。

2 基本方針

国際化の進展が地域レベルで広がる中、同じ地域住民として外国籍住民と共生していくためには、異なった考え方や習慣を持つ人々を特別視せずに、その文化を理解することが重要となってきます。

また、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりをしていく必要があります。

このため、異文化理解のための普及啓発活動や交流活動による相互理解の促進、また、個別の相談・支援活動や国際理解教育⁽¹⁵⁾の充実を図っていきます。

(1) 異文化理解のための啓発活動の充実

国際交流協会等における外国人との交流活動等を充実するとともに、地域社会においても、国籍や人種の違いを越えて、お互いの文化や価値観を認め合う相互理解の促進に努めます。

(2) 外国人への生活相談に係る斡旋や支援活動の充実

大学の留学生センター、民間の支援団体、国際交流協会等と連携して、外国人の生活相談や日本の社会制度や地域の行事等の情報提供を行うなど安心して生活できるまちづくりをすすめます。

また、外国人労働者の雇用環境の整備改善について国に対し働きかけるとともに、外国人の利用しやすい保健医療体制の確保に努めます。

(3) 児童生徒の国際理解教育及び外国人児童生徒の教育の充実

学校においては、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図ります。

また、外国人児童生徒に対しては、日本語の指導などについて、支援の充実に努めます。

(15) 「国際理解教育」

世界平和の実現と人類福祉の向上を目標として、第二次世界大戦後、ユネスコによって提唱された教育。

本県では、①異文化の理解と尊重 ②外国語教育の改善・充実 ③国際交流の促進、を3つの柱とし、国際的視野に立った広い心を持ち、明確な自己主張ができる人材の育成に努めています。

感染症患者等

1 現状と課題

AIDS（後天性免疫不全症候群）⁽¹⁶⁾やO157⁽¹⁷⁾などの感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者等に対する偏見や差別が存在しています。

平成11年（1999年）には、感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。今後は、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭においた対策を推進していく必要があります。

2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を図り、人権尊重を念頭においた総合的な施策を推進します。

(1) HIV感染者・患者等に対する偏見や差別の解消に努めるための正しい知識の普及啓発の推進等

学校教育や世界エイズデーなどにおいて、AIDS（後天性免疫不全症候群）に対する正しい知識の普及啓発を推進します。

また、自覚症状のない感染者に対しての検査受診に向けた普及啓発活動と相談・検査体制の充実を図るとともに、福祉対策を推進します。

治療については、患者の人権を尊重するという立場に立って、医療体制の充実を図ります。

(2) O157など感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

感染症に対する偏見や差別の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進します。

(16) 「AIDS（後天性免疫不全症候群）」

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によっておこる病気。このウイルスに感染し、全身の免疫機構が破壊されると、病原体への抵抗力がなくなる。

(17) 「O157」

病原性大腸菌のうちの一つのタイプ。大腸菌の多くは無害だが、このO157は発症すると腹痛や下痢、血便をおこす。

ハンセン病問題

1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌の感染症ですが、感染力は弱く、感染し発病することは極めてまれです。（平成17年（2005年）の全国新規発生患者数は0人。）また、今では、たとえ発病しても有効な治療薬により通院治療で完治します。

しかし、わが国のハンセン病対策は、「らい予防法」が廃止されるまで、患者を療養所への強制隔離という政策がとられたため、「怖い病気」として人々に定着し、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

平成13年（2001年）には、ハンセン病の患者・元患者の名誉回復及び福祉増進を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。今後は、ハンセン病の患者・元患者への偏見や差別をなくし、人権が尊重される社会を実現していくため、県民一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが求められています。

2 基本方針

ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や福祉対策等を推進します。

- (1) 偏見や差別の解消のため、ハンセン病療養所入所者（県出身者）との交流事業や教職員の研修や各種イベントなど、あらゆる機会を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- (2) 療養所入所者の里帰り事業、療養所への訪問事業、療養所退所者の社会復帰支援等福祉対策を充実します。

罪や非行を犯した人

1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとしているのに、地域社会においては、誤った認識や偏見が存在していることから、更生への妨げや、人権が損なわれる恐れがあります。このような状況のなかで、改めて地域社会の理解と協力が必要です。

2 基本方針

罪や非行を犯した人が更生するには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、家族や学校、職場、地域社会など周囲の人たちの正しい理解と協力により、その立ち直りを支えることが大切です。

罪や非行を犯した人への偏見をなくし、社会復帰に向けて関係機関等と連携・協力して啓発活動の推進に努めます。

その他の人権問題

○ プライバシーの保護

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国においては、平成15年（2003年）に「個人情報保護法」が制定されました。

県においても、平成13年（2001年）に、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、県が保有する個人情報の開示請求権等について定めた「山口県個人情報保護条例」を制定するなど、個人情報の保護を図っています。

○ インフォームド・コンセントの推進

医療行為の過程で、医療従事者は、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。

このため、特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

今後とも、十分な患者への説明・診療情報の提供により、患者の理解と同意のもとに検査や治療を行うインフォームド・コンセントが一層推進され、患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、医療従事者への指導や県民への普及啓発を行い、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療の確保に努めます。

○ インターネットによる人権侵害

インターネットなど情報通信メディアによる差別的な情報の掲示やホームページへの人権を侵害する書き込みが行われるなどの行為が増加しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成14年（2002年）5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー⁽¹⁸⁾責任制限法）」の施行により、ホームページの掲示板等における権利の侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また、平成17年（2005年）4月の「個人情報保護法」の全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

しかしながら、依然として、基本的人権を侵害する書き込みなどが後を絶ちません。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しています。

このため、県においては、このような人権侵害行為に対しては、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していきます。

一方、子どもたちが有害情報に接触したり、犯罪に巻き込まれたりする危険性が増大している現状を受けて、関係機関と連携して、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

○ 犯罪被害者の保護

平成17年（2005年）4月に、犯罪被害者等の権利利益を保護することを目的とした施策を総合的かつ計画的に推進するため、「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。犯罪の被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショック、風評等による不快感やストレスなど、様々な二次的被害に苦しめられていることから、犯罪被害者等を社会全体で途切れることなく支えていくことが強く求められています。

(18)「プロバイダー」

インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や各種団体が連携を密にし、官民一体となって、犯罪被害者等のニーズに沿った支援・保護・相談活動を展開します。

○ 拉致問題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権にかかわる極めて重大な問題であり、その早期解決のためには、国民的課題として、国と地方公共団体が足並みを揃え、一体となって世論の啓発等に取り組んでいくことが重要です。

県においては、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、市町や関係機関とも密接に連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないよう配慮もしながら、啓発活動を実施するなど、県民の理解の促進と世論の喚起に取り組んでいきます。

○ その他

この他、ストーカー、環境問題、自己決定権等新たな課題の解決のための方策について検討するとともに、適宜対応します。

第5 推 進 体 制

1 それぞれの取組

この指針のめざす「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、県民、民間団体、企業においてもそれぞれ果たす役割があり、行政との理解と協力のもとに活動(協働)していく必要があります。

(1) 県民の取組

人権は、すべての人に等しく保障されたものです。したがって、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することが求められます。お互いに認め合う人権感覚を培うために、また、さまざまな人権問題を正しく理解するために、自主的な取組をしましょう。

(2) 地域社会の取組

さまざまな人権問題を地域で学びあうための活動など、自主的な取組をしましょう。

(3) 民間団体等の取組

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組をしましょう。

(4) 企業の取組

公正な採用の促進、企業内研修の充実、セクシュアル・ハラスメントの根絶など企業内における人権尊重の確保や自主的・計画的な啓発活動の推進などの取組が求められます。

(5) 市町の取組

住民にとって最も身近な自治体として、地域に密着したきめ細かい人権教育・人権啓発活動を実施するとともに、地域社会で行われる研修等の自主的な取組への支援などの推進が求められます。

(6) 県の取組

県は、国や市町等と連携した積極的な人権教育・人権啓発活動の推進や、市町や民間団体等の自主的な取組への支援などを行うとともに、広域的な領域を担当するなどの役割を果たします。

2 推進体制

(1) 県庁内における推進体制の整備

人権課題は広範囲に及んでいることから、この指針を総合的に推進するための推進体制を整備します。

また、人権教育・人権啓発活動など人権施策を効果的に推進するための人権情報提供システムや調査研究機能を持つセンター的機能の整備について検討します。

(2) 行政や民間団体等からなる推進組織の設置の検討

人権施策推進に当たっては、自治体と民間団体等との協働が重要です。

このため、民間団体等との連携・協力の在り方や推進組織の設置について検討します。

資 料

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受け

る権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に

関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権関係年表

国 連 等	国
1945年 「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」、サンフランシスコで調印	1947(昭和22)年 「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」制定
1948年 国連総会、「世界人権宣言」採択	1948(昭和23)年 「児童福祉法」施行 「民法」改正
1949年 国連総会、「人身売買及び他人の買春からの搾取の禁止に関する条約」採択	1950(昭和25)年 「生活保護法」制定 1951(昭和26)年 「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行
1951年 国連全権代表会議、「難民の地位に関する条約」採択	1963(昭和38)年 「老人福祉法」施行
1959年 国連総会、「児童権利宣言」採択	1964(昭和39)年 「母子及び寡婦福祉法」施行 1965(昭和40)年 「同和対策審議会答申」 1969(昭和44)年 「同和対策事業特別措置法」施行
1965年 国連総会、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択	1970(昭和45)年 「心身障害者対策基本法」施行 1982(昭和57)年 「地域改善対策特別措置法」施行 1986(昭和61)年 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」施行
1966年 国連総会、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択、同時に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択	1987(昭和62)年 「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行 1993(平成5)年 「障害者基本法（心身障害者対策基本法改正）」施行
1968年 国際人権年 第1回 世界人権会議	1994(平成6)年 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
1973年 国連総会、「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処刑に関する国際条約」採択	1995(平成7)年 「児童の権利に関する条約」締結 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結
1975年 国際婦人年 国連総会、「障害者の権利に関する宣言」採択	1996(平成8)年 「高齢社会対策基本法」施行 「地域改善対策協議会意見具申」
1976年 「国連婦人の10年」(~1985)	男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」決定
1979年 国際児童年 国連総会、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	1997(平成9)年 「人権擁護施策推進法」施行 地対財特法の一部改正 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」改正
1981年 国際障害者年 「国連・障害者の10年」（1983~1992）の決議を採択	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」施行
1984年 国連総会、「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問禁止条約）」採択	「北海道旧土人保護法」廃止 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」のとりまとめ
1989年 国連総会、「児童の権利に関する条約（子どもの権利	1998(平成10)年 60歳以上定年制義務化（「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」一部改正）

国連等	国
<p>1990年 条約)」採択 国連総会、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2 選択議定書（死刑廃止）」採択 国連総会、「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択</p> <p>1992年 国連で1999年を「国際高齢者年」に決議</p> <p>1993年 国連総会、国連人権高等弁務官を新設「世界の先住民の国際年の10年」を宣言 第2回 世界人権会議</p> <p>1994年 国際家族年 国連総会、「人権教育のための国連10年」を宣言(1995～2004)</p> <p>1995年 「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択</p> <p>1999年 国際高齢者年 国連総会、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>2000年 国連総会、「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>2001年 人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する国際年 人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議</p> <p>2003年 「国連識字の10年：すべての人に教育を」(～2012年)</p> <p>2004年 奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年</p> <p>2005年 「人権教育のための世界プログラム第1段階」(2005年～2007年)</p>	<p>1999(平成11)年 障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正) 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(精神薄弱者から知的障害者への用語改正)」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行</p> <p>2000(平成12)年 「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行 指紋押捺全廃(「外国人登録法」一部改正) 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「社会福祉法(社会福祉事業法改正)」 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</p> <p>2001(平成13)年 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「雇用対策法」改正施行 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施</p>

国 連 等	国
<p>2006年 「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005年～2014年) 国連「人権理事会」初会合 「障害者の権利条約」採択</p>	<p>行 「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」開催 「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名 「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」批准 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行(第9条の規定は、2003年10月施行) 「障害者基本計画」策定 「個人情報の保護に関する法律」施行 「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 2004(平成16)年 「児童虐待防止法」改正施行 「障害者基本法」改正施行 2005(平成17)年 「発達障害者支援法」施行 「児童福祉法」改正施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 2006(平成18)年 「犯罪被害者等基本計画」閣議決定 「高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「公益通報者保護法」施行 「障害者自立支援法」施行 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」施行 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」改正施行</p>

国 連 等	国
	<p>2007(平成19)年</p> <p>「介護保険制度」改正 「拉致問題その他北朝鮮当局による 人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「雇用の分野における男女の均等な 機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」改正施行 「学校教育法」一部改正施行</p>

指針の策定経過

区 分	開 催 日	主 な 議 事
第1回協議会	H12. 7.31	○会長及び副会長の選任について ○行政説明 人権行政の現状等について ○人権に関する課題について、各委員より意見等の発表
第2回協議会	H12. 9.25	○山口県人権推進指針（仮称）の項目等について、意見交換、自由討議
第3回協議会	H12.11.30	○山口県人権推進指針（仮称）策定に関する意見について協議 1 山口県人権推進指針（仮称）における「人権」の定義について 2 指針の基本理念、キーワードについて 3 行政として取り組むべき人権施策（共通事項関係）について 4 家庭、地域、職場、学校、施設等での課題について
第4回協議会	H13. 2.14	○山口県における人権教育・啓発関係事業等について（報告） ○山口県人権推進指針（仮称）策定に関する意見について協議 1 県、市町村、県民、民間団体、企業等の役割について 2 人権侵害被害者の救済、保護等について 3 個別課題の現状、問題点について 4 その他、山口県人権推進指針（仮称）に反映すべき事項について
第5回協議会	H13. 5.31	○山口県人権推進指針（仮称）骨子（案）について協議 ○地域懇談会の開催について
地域懇談会	H13. 7. 4 H13. 7. 6 H13. 7.10 H13. 7.12	○中部地域（山口市：18人） ○北部地域（萩市：14人） ○東部地域（由宇町：21人） ○西部地域（菊川町：17人） 直接聴取（対象：計70人）

区 分	開 催 日	主 な 議 事
	H13. 8. 1 ～ H13. 8. 31	○人権対策室ホームページを活用した意見の募集
市町村への説明会	H13. 9. 4	○人権推進指針（仮称）について意見交換
第6回協議会	H13. 10. 23	○山口県人権推進指針（仮称）素案について協議 ○指針の表題について協議
第7回協議会	H13. 12. 19	○山口県人権推進指針原案について協議
第8回協議会	H14. 3. 22	○山口県人権推進指針（案）について協議 （取りまとめ）

「分野別施策の推進」の改定経過

区 分	開 催 日	主 な 議 事
平成18年度 第1回審議会	H18. 7. 10	○会長及び副会長の選任 ○行政説明 山口県人権推進指針の策定経緯及び「分野別施策の推進」に係る見直しの趣旨説明 ○見直しに対する知事からの諮問
第2回審議会	H18. 10. 17	○見直しに係る「素案」の審議
第3回審議会	H19. 2. 14	○見直しに係る「原案」の審議
平成19年度 第1回審議会	H19. 4. 26	○「見直し案」の審議 （取りまとめ）
審議会答申	H19. 5. 31	○見直し案に係る知事への答申

山口県人権施策推進協議会委員名簿

(五十音順)

氏名	団体名(職名)	備考
井坂尚子	(公募)	
伊藤青波	山口県町村会(徳地町長)	
伊藤美代子	人権擁護委員	副会長
井上早苗	徳地町社会福祉協議会	
大庭晴子	山口市身体障害者福祉更生会	
岡田利雄	山口県都市教育長会(防府市教育長)	平成13年10月16日～
小田輝吉	山口県町村教育長会(大島町教育長)	
香川智弘	山口芸術短期大学教授	
川間健之介	山口大学教育学部助教授	
河村 晁	山口県精神障害者福祉会連合会	平成12年7月6日～平成13年7月15日
国兼由美子	山口県痴呆性老人を支える家族の会連合会	
國富 晃	山口県老人クラブ連合会	
熊本啓子	山口県立下関南高等学校PTA	
桑原 清	山口県精神障害者福祉会連合会	平成13年7月16日～
河内山哲朗	山口県市長会(柳井市長)	平成12年7月6日～平成13年6月11日
佐下勝義	山口地方法務局長	
澤田寿子	(公募)	
澤田正之	全日本同和会山口県連合会	
清水玲持	山口県都市教育長会(防府市教育長)	平成12年7月6日～平成13年10月15日
シャルコフ・ロバート	山口県立大学国際文化学部助教授	
正司明美	山口県立大学社会福祉学部講師	
隅田寿三子	山口県知的障害者福祉協会	
武下 浩	宇部短期大学学長	会長
津田ます子	山口県母親クラブ連絡協議会	
友田 有	山口県議会議員	平成12年7月6日～平成13年6月11日
中島正行	山口県部落解放運動連合会	
中谷一成	(公募)	
中山修身	弁護士	
橋本尚理	山口県議会議員	平成13年6月12日～
藤井睦子	山口県男女共同参画審議会	
藤田忠夫	山口県市長会(宇部市長)	平成13年6月12日～
水本俊二	部落解放同盟山口県連合会	平成12年7月6日～平成12年11月12日
宮川力雄	部落解放同盟山口県連合会	平成12年11月13日～
李 寛 順	韓国語通訳(東亜大学非常勤講師)	

山口県人権施策推進審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	団体名(職名)	備考
石川 幸人	全日本同和会山口県連合会会長	
入江 要次	山口地方法務局長	平成19年4月1日～
岩城 満	山口県子ども虐待防止ネットワーク事務局長	
大庭 晴子	山口市身体障害者福祉更正会事務局長	
岡山 久代	山口県手をつなぐ育成会副会長	
香川 智弘	山口学芸大学教授	会長
加屋野 智美	人権擁護委員	副会長
岸 かおる	コラムニスト	
金 恵 媛	山口県立大学助教授	
国 兼 由美子	山口県認知症を支える会連合会長	
坂 元 洋太郎	弁護士	
武 下 浩	学校法人香川学園理事長	
寺 尾 学	東ソー(株)南陽事業所総務勤労部長	
中 島 正 行	山口県地域人権運動連合会議長	
永 岡 健 治	山口地方法務局長	平成18年7月1日～平成19年3月31日
松 岡 広 昭	部落解放同盟山口県連合会執行委員長	平成18年9月27日～
宮 川 力 雄	部落解放同盟山口県連合会執行委員長	平成18年7月1日～平成18年9月26日
安 光 真裕美	山口県地域活動連絡協議会副会長	
横 山 勇 美	(公募)	
吉 富 崇 子	(公募)	

山口県人権推進指針

県民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして

発行日：平成14年(2002年)3月
(平成19年(2007年)6月一部改定)

編集発行：山口県環境生活部人権対策室
〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL 083-933-2810

印刷：泉菊印刷株式会社

※ この冊子は、再生紙を使用しています。